

## 豊橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により設置の認可を受けた私立幼稚園であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けていないものをいう。以下同じ。）の設置者が、保育料及び入園料（以下、「保育料等」という。）の減免をする場合に、市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象及び補助金の額)

第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園し、豊橋市に住民登録を有する3歳児、4歳児、5歳児、満3歳児（満3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに年度の途中から幼稚園に入園する園児）及び学校教育法第18条の規定により就学義務が猶予又は免除された児童の保護者に対し、保育料等を減免する場合に、市は予算の範囲内において幼児1人につき別表のとおり補助を行うものとする。ただし、他から同種の補助を受ける場合は、その額を控除するものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書（様式1）に関係書類を添えて市長が定める期日までに提出するものとする。ただし、補助事業等の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書を速やかに提出するものとする。

#### (1) 関係書類 事業計画書（様式2）

保育料等減免措置に関する調書（様式3）

保育料等の額を明らかにする書類（園則等）

#### (2) 保育料等減免措置に関する調書には、市町村民税課税（非課税）証明書、その他市長が必要と認める書類を添付するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

### (東日本大震災に関する取扱)

第4条 東日本大震災に係る被災者（災害救助法の適用された地域からの避難者、ただし、身体、財産等に被害のない帰宅困難者等を除く）の取扱については別に定める。

### (実績報告)

第5条 私立幼稚園の設置者は、補助事業を完了した後15日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書（様式4）を提出するものとする。

### (帳簿の備付け)

第6条 補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした書類（様式5）を保護者から徴取し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

### (その他)

第7条 市は、補助事業に関し必要と認めた場合は、別に書類の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

兄・姉※1がない場合

区 分		補助限度額（年額）		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
①	生活保護法規定による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	308,000円	308,000円
		その他の世帯	272,000円	290,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	217,000円	308,000円
		その他の世帯	115,200円	211,000円
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
⑤	上記区分以外の世帯	—円	154,000円	308,000円

兄・姉※1がいる場合

区 分		補助限度額（年額）	
		兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び兄・姉を2人以上有している園児（第3子以降）
①	生活保護法規定による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	308,000円
		その他の世帯	290,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	217,000円
		その他の世帯	211,000円
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	185,000円	308,000円
⑤	上記区分以外の世帯	154,000円	308,000円

※1 別表における兄・姉とは、別表の①～③の世帯については、保護者と生計を一にする全ての兄・姉をいい、④、⑤の世帯については、小学校1～3年生の兄・姉をいう。

注 1. 4月入園及び前年度より引き続いて通園している幼児については4月1日時点での世帯状況で補助限度額を算定する。また、途中入園の場合は入園月の初日の世帯状況で補助限度額を算定する。ただし、保育料等の支払額が別表の補助限度額を下回る場合は、保育料等の支払額を限度とする。上記の基準日以降、婚姻、離婚、世帯主の失職や死亡等により世帯の構成状況及び所得状況が変化した場合であっても、上記の基準により算定する。

2. 別表のひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第114号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- (8) その他要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者

3. 補助限度額は複数の世帯構成員に所得がある場合、父母とそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の所得割課税額を合算して算定する。また、住民票上父母が別居しているが、戸籍上は婚姻状態にあるものについても、父母の所得割課税額を合算して算定する。家計の主宰者は、父母が両者とも非課税の場合で、かつ、次の(1)(2)のいずれかに該当する者とする。ただし、同一世帯で父母以外に入園児童を市町村民税算定上の扶養としている者がいる場合、その者も家計の主宰者とみなす。

(1) 同居の祖父母（住民票上別世帯の場合を除く）のうち所得割課税額の高い方

(2) 同居の如何にかかわらず、入園児童または入園児童を扶養している者を市町村民税算定上の扶養としている者

4. 別表の市町村民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。

5. 途中入退園及び休園時における補助限度額については、以下のとおりとする。

- (1) 途中入退園及び休園により、保育料等が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。ただし、保育料等の支払額が下記の算式により算出された額を下回る場合は、保育料等の支払額を限度とする。

$$\text{別表の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \quad (\text{百円未満を四捨五入})$$

- (2) 年度の初日から末日まで豊橋市に住民票を有する者が転園する場合については、転園前の補助限度額は保育料等の支払額と別表の補助限度額とを比較し、いずれか少ない方を補助限度額とする。転園後の補助限度額については、別表の補助限度額から、転園前の補助限度額を控除した額とする。

6. 入園児童の兄弟で、同一世帯に保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通園又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用している児童がいる場合については、幼稚園に同時就園しているものとみなす。ただし、当該

児童は補助対象とならない。

7. 当該年度において18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童が3人以上いる世帯の3子目以降については、別表の補助限度額に以下の額を加えて得た額を補助限度額とする。
  - (1) 市町村民税所得割課税額163,000円以下の世帯  
保育料等の合計額から別表の補助限度額を減じて得た額
  - (2) 市町村民税所得割課税額163,000円を超える世帯  
保育料等の合計額から別表の補助限度額を減じて得た額を2で除して得た額  
(十円未満を切り捨て)
8. 東日本大震災の被災世帯（災害救助法適用地域からの避難世帯、ただし、身体、財産等に被害のない帰宅困難者等を除く）の園児については、この表の規定にかかわらず保育料等の合計額を上限とする。